

2025年 2月26日

大分県知事

佐藤 樹一郎 様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 石本 健二

要 請 書

貴職におかれましては、大分県政の発展と県民福祉の向上、とりわけ「安心・元気・未来創造」の大分県づくりに向けて日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

さて、国内経済はこの3年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的位置も低いままです。主要国の賃金が年1~2%ずつ上昇していることを踏まえると、日本の実質賃金を国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることで改善のスピードアップをはかる必要があります。

昨年の連合大分春季生活闘争は、全体的には連合本部の全国平均を上回る6%に迫る賃上げとなったものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していないことも要因です。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができます。

そのためには、2024 闘争における賃上げの流れを定着させ、「賃上げ」と「労務費の適切な価格転嫁・適正取引」のすそ野を広げていく必要があります。

また、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」による有期・短時間・契約等労働者を含めた雇用の安定や処遇改善など、全ての働く仲間の賃上げが必要です。連合本部は、このような課題認識の下、マクロ的な視点から問題意識を共有し、GDPも賃金も物価も安定的に上昇するステージへ転換し望ましい未来をつくる「未来づくり春闘」を深化させていくこととしています。

このようななか、連合大分は、連合本部の2025 春季生活闘争方針をもとに、すべての働く者・県民生活の「底上げ」「底支え」「格差是正」と誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備をはかるため、2025 春季生活闘争に取り組みます。今次闘争では、「みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会」「みんなでつくろう！働く仲間の労働組合」の2つをスローガンに掲げ、①賃上げ、②働き方の改善、③ジェンダー平等・多様性の推進、④集团的労使関係の強化、⑤ビジネスと人権に関する取り組み、⑥政策・制度実現の取り組みを柱とし、「働くことを軸とする安心社会」の実現への道を切り拓いていかなければなりません。

こうした状況のもと、以下の事項の取り組みについて要請致します。つきましては、働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、ご尽力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 県内における「経済の自律的成長」を確実なものとするため、引き続き企業誘致や既存企業の活性化施策により雇用促進がはかれるよう取り組みを進めること。また、物価上昇局面における総合的な対策、GX、DXを含めた産業構造への対応を引き続きはかるとともに、業況の厳しい産業への支援に取り組むこと。
2. 県内の大多数を占める中小地場企業の経営基盤の安定と発展、働く者の賃上げ原資確保には取引の適正化の推進とともに、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現が不可欠である。したがって、公正取引委員会が示す「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」や、大分県が各団体と協定を結んだ「価格転嫁の円滑化に関する協定」の取り組み、大分県政労使会議での取り組みについて社会全体に対して周知徹底すること。また、公契約においても、エネルギー費や労務費や原材料費等のコスト上昇分が反映されるよう契約金額の見直しを行うこと。
3. 労働力人口が、全国平均と同様に大分県も減少の一途を辿るなか、大分県の地域別最低賃金は、2024年10月より55円引き上げられ954円となったものの、全国平均を下回っており最低賃金が高い地域への人材流出の一因に至っている。安定した雇用の確保ができなければ企業の発展はもちろん、地域の活性化も望めないことから、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援策について大分労働局と連携し、県内各企業へ周知徹底すること。
4. ハラスメント対策関連法で定めるパワハラ防止措置義務がすべての企業に課せられていることを踏まえあらゆるハラスメント対策を講じること。
加えて、LGBT理解増進法が2023年6月に施行されたことから、性的指向・性自認に関する差別の禁止、望まぬ暴露であるいわゆるアウトティングならびにカミングアウトの強制の防止をはじめとするハラスメント対策やプライバシーの保護に向けた普及啓発に取り組むこと。
5. 物価高騰の影響を大きく受けている生活者や事業者の負担軽減、労働者の処遇改善を目的とした「重点支援地方交付金」を適切に活用すること。特に医療、介護、障がい者福祉、保育分野における処遇改善を含め、地域全体で公平な支援が行われるよう配慮すること。
6. 県および市町村職員の賃金・労働条件については、当該労使の十分な協議・合意を尊重すること。

以上